

 新潟市

介護保険事業者 指定申請の手引き

令和8年1月版

新潟市福祉部 介護保険課

1 指定・許可の概要

- 新潟市内において、介護保険が適用される介護サービス事業を提供するには、新潟市長の指定・許可（以下「指定」）を受ける必要があります。
- 指定は、事業者からの申請に基づき、事業所(施設)ごとに行います。
- 指定を受けるためには、介護保険法をはじめ「新潟市条例」で定める人員、設備及び運営に関する基準（指定基準）を満たしていなければなりません。**法令及び指定基準を十分に理解したうえ**で事業計画を検討してください。
- 指定の有効期間は原則「6年間」です。それ以降も継続して事業を実施する場合は、指定の更新が必要となります。
- 介護保険法の規定による指定を受けたときは、(生活保護受給者へサービス提供する場合に必要な)生活保護法に基づく指定介護機関の指定を受けたものとしてみなされます。
- 指定を受けた後、運営指導などにより、申請に虚偽の内容があったことや、関係法令を遵守した適正な事業運営等がなされていないことが判明した場合には、**改善勧告・命令等や指定取消等の行政処分**が行われることがあります。
また、**偽りその他不正行為によって保険給付を受けたときは、返還金など経済上の措置**が行われることとなりますので、十分にご留意ください。
- 当然のことながら指定を受けた後も、指定基準並びに関係法令等を遵守し続けなければなりません。法令を遵守し、継続的に事業を運営することが可能かどうかよくお考えのうえ計画を立案してください。

2 指定事務担当窓口

◎担当窓口、申請・問合せ先
新潟市 福祉部 介護保険課 指定係 〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1（新潟市役所本館1階） 電話：025-226-1293 FAX：025-224-5531 Mail： kaigo@city.niigata.lg.jp
※地域包括支援センターの設置者が運営する介護予防支援に係る担当窓口、申請・問い合わせ先 新潟市 福祉部 地域包括ケア推進課 〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1（新潟市役所本館1階） 電話：025-226-1281 FAX：025-222-5531
○介護保険事業計画に基づき計画的な整備を進めるサービスについては下記担当課にお問合せください
新潟市 福祉部 高齢者支援課 企画係 〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1（新潟市役所本館1階） 電話：025-226-1295 FAX：025-222-5531

※整備年度、整備地域等の詳細は、「新潟市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」をご確認ください。

【介護保険事業計画の掲載場所】

▼新潟市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

<https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/seisaku/seisaku/keikaku/fukushi/koreisha/index.html>

(新潟市トップページ>市政情報>政策・計画・取り組み>政策・計画>部・区行政計画>福祉部
>新潟市地域包括ケア計画 [新潟市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画])

3 指定の基準

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第1次・第2次・第3次一括法)の施行により社会福祉法、老人福祉法、介護保険法の一部が改正されたことに伴い、これまで厚生労働省令で定めていた介護保険サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準を市が条例で定めています。(基準条例)

条例については、厚生労働省令を基本としながら、法律の趣旨や市社会福祉審議会等からいただいた意見を踏まえ、利用者の安心・安全の確保や処遇向上の観点から、市独自の基準も定めています。

また、新潟市介護予防・日常生活支援総合事業については、要綱にて基準を定めています。条例及び要綱の全文については、以下ホームページよりご確認ください。

【新潟市条例の掲載場所】

▼新潟市例規集 <https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/jorei/reiki/reiki.html>

(新潟市トップページ>市政情報>条例・規則・要綱・公報>条例・規則>新潟市例規集)

【総合事業基準要綱の掲載場所】

▼URL⇒ <https://www.city.niigata.jp/kensaku/youkou/>

(新潟市トップページ>市政情報>条例・規則・要綱・公報>要綱>新潟市要綱集)

指定基準に係る条例・要綱一覧

条例・要綱 名称	対象サービス等
新潟市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	(共生型) 訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 (共生型) 通所介護 通所リハビリテーション (共生型) 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 福祉用具貸与 特定福祉用具販売
新潟市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売

条例・要綱 名称	対象サービス等
新潟市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例	介護老人福祉施設
新潟市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例	介護老人保健施設
新潟市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例	介護医療院
新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 (共生型) 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護
新潟市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
新潟市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例	居宅介護支援
新潟市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	介護予防支援
新潟市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱	介護予防訪問介護相当サービス 訪問型基準緩和サービス 介護予防通所介護相当サービス 通所型基準緩和サービス

4 指定の要件等

介護保険法上の指定事業者となるためには、その他関係法令に適合していることを前提に、事業所(施設)ごと、サービス種類ごとに以下の要件を満たしている必要があります。

- 原則として申請者が「法人」であり、定款等で当該事業実施の旨が明確であること。
- 新潟市条例等で定める「人員、設備及び運営に関する基準」に従って適正な事業運営ができること。
- 申請者やその役員等が、介護保険法上の欠格事由に該当しない者であること。

※指定申請に当たっては、これらの要件を満たしていることが分かる書類等をご提出いただき、審査を受ける必要があります。なお、「人員、設備及び運営に関する基準」は、サービス種類ごとに異なります。具体的には関係条例等をご確認ください。

◎ 指定の単位

介護保険事業者の指定は、事業所(施設)を単位に、原則としてサービス提供の拠点ごとに行います。

◎ 指定の特例(指定申請を行う必要がないサービス)

病院等が健康保険法上の保険医療機関及び保険薬局の指定(更新した場合を含む。)を受けた場合や介護保険施設などが介護保険法による指定を受けた場合は、介護保険法の規定により、当該病院等ごとにその開設者について、介護サービス事業者の指定があったものとみなされます(「みなし指定」という)。

また、本体の指定が取り消された場合は、みなし指定についても同時にその効力を失います。

○健康保険法上の保険医療機関及び保険薬局の指定(更新した場合を含む。)を受けた医療機関等(いわゆる「医療みなし」)

【 病院・診療所 】

対象となる要件	健康保険法により「保険医療機関」の指定(更新した場合を含む。)を受けた病院・診療所
サービスの種類	(介護予防)訪問看護 (介護予防)訪問リハビリテーション (介護予防)居宅療養管理指導 (介護予防)通所リハビリテーション (介護予防)短期入所療養介護(療養病床を有する病院又は診療所により行われるものに限る。)

【 薬局 】

対象となる要件	健康保険法により「保険薬局」の指定(更新した場合を含む。)を受けた薬局
サービスの種類	(介護予防)居宅療養管理指導

○介護保険法による開設許可を受けた「介護老人保健施設・介護医療院」(いわゆる「施設みなし」)

【 介護保険施設 】

対象となる要件	介護保険法により当該施設の許可を受けた場合(更新した場合を含む。)
サービスの種類	(介護予防)通所リハビリテーション (介護予防)訪問リハビリテーション (介護予防)短期入所療養介護

※みなし指定の事業所については、指定申請及び指定更新手続きは不要ですが、(介護予防)通所リハビリテーション及び加算を算定しようとする事業については、事業開始にあたって別途届出が必要となります。詳細は、以下ホームページをご確認ください。

【みなし指定についての掲載場所】

▼指定の特例(みなし指定)

https://www.city.niigata.lg.jp/iryu/kaigo/jigyousya_yousiki/shisetsu_service/minasi.html

(新潟市トップページ>健康・医療・福祉>介護>事業者向け申請・届出様式>施設サービス・居宅サービス等>指定の特例(みなし指定))

◎ 利用制限

地域密着型(介護予防)サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業については、介護保険法の規定により、住所地特例対象サービスを除き、原則、事業所が所在する市町村の被保険者以外に対しては保険給付がなされませんので、ご注意ください。

5 指定の流れ

◎ 指定スケジュール

事前相談の申込み	指定申請受付期間	指定日
指定を受けようとする月の <u>3か月前の末日まで</u>	指定を受けようとする月の <u>2か月前の1日～末日まで</u>	毎月1日
例) 6/1指定の場合：3月末日まで	例) 6/1指定の場合：4月1日～末日まで	月途中の指定は原則行いません

※「末日」について：末日が市役所閉庁日となる場合は、原則、直前の開庁日までが受付期間等となります。

※施設サービスや一部の地域密着型サービスは公募等による計画的な整備ですすめているため所管課(高齢者支援課)に詳細をお問合せください。

◎ 指定までの流れ

開始予定事業所の申請スケジュール(例:6月1日指定の場合)

日程		～3/31	4/1	4/30	5/1	5/31	6/1
事業者	[立案・検討] ・介護保険法等の理解 ・関係法令適合状況等の確認など	・事前相談・図面協議 ・申請書類の作成、準備 ※事業着手前に事前相談・図面協議を完了させてください	・手数料の納付 ・指定申請書類の提出 4/15日頃○申請 納付書受領↑ 4/30申請〆切↑	・現地確認(訪問系は指定後) 申請内容の補正・是正			・諸手続き ◎指定
新潟市	・質問受付	・事前相談受付 ・図面協議 ・事前書類チェック	・納付書発行、手数料受領 ・申請書類の受理	・審査 ・申請書類の補正指導 ・現地確認、是正指導等 地域密着型(介護予防)サービス及び介護予防支援は新潟市地域密着型サービス運営委員会での意見聴取あり			・指定通知書の交付

6 事前相談

新潟市では、指定基準及びその他関係法令等を踏まえ、適切かつ円滑な申請手続き並びに、指定を受けた当該事業におけるサービスの質の確保と、サービスを受ける高齢者の方が安心・安全に利用することができる計画かどうかを確認するため、指定事務担当者との直接面談による事前相談を行っています。

指定申請を行う予定がある場合は、**事業着手(用地や施設取得、建物工事など)の前に**、介護保険事業者指定に係る関係法令並びに指定基準等を充分にご理解いただくとともに、その他関係法令を所管する関係部署へ法令の適合確認や可能な限り近隣住民への説明等を行うなど、余裕をもって事前相談の申込みをしてください。なお、事前相談より1年以上ご連絡がない場合は、開設をやめられたとして事前相談を無効とする場合があります。その後、事業計画を再開することになりましたら、改めて事前相談を行ってください。また、事前相談終了後に、図面など相談内容に大幅な変更が生じた場合も、必ずご連絡ください。

◎ 事前相談が不要な場合

- ・高齢者支援課により公募で選定された場合
- ・通所介護、地域密着型通所介護における定員のみの変更により指定申請が生じる場合
- ・居宅介護支援事業者が介護予防支援事業の指定を追加で受ける場合
- ・訪問介護事業者、通所介護事業者等が介護予防訪問(通所)介護相当サービスの指定を追加で受ける場合

◎ 事前相談前に行っておくべきこと

- ①介護保険関係法令・指定基準・介護報酬算定に関する十分な理解
- ②適切な事業開始時期を踏まえた、実施・継続可能な事業計画の立案
- ③その他関係法令を所管する関係部署への法令適合確認
- ④近隣住民(隣接地権者をはじめ町内会又は所在自治会や周辺自治会)への説明等
- ⑤管理者(就任予定者)の確保

◎ 事前相談の予約・提出書類

◆電話予約

- ・事前相談にあたっては、必ず事前に電話で日時をご予約ください。
- ・電話予約なく来庁された場合は、相談対応できませんのでご注意ください。

要・電話予約

◆相談者

- ・申請を予定する法人の代表者(又は役員)や、管理者就任予定者など **申請法人の者であって、当該申請事業内容を把握している方**のご来庁をお願いします。(コンサルタント・設計士・社会保険労務士のみなどの場合は、事前相談に応じかねますのでご注意ください。)
- ・初回ご来庁の際は、申請法人の所属等を確認しますので『**名刺**』をご持参ください。

◆ご提出いただく書類

→事前相談では、事業計画のヒアリングや人員の確保状況、設備並びに資金等の確認などに加え、留意事項等の説明やその他必要な指導・助言等を行いますので、以下の書類をご準備ください。

●『介護サービス事業 事前相談票』及び ①～⑥の添付書類	
添	①予定地周辺図(住宅地図など)
類	②事業所の平面図
	③現況写真
	④収支見込予算シミュレーション(任意様式)
	⑤関係所管部署との協議・確認記録書(確認を要する全部署のもの)
	⑥地域住民への説明・協議記録書

◎ 参考:主な関係所管部署

関係法令等	所管部署
・建築基準法 ・福祉のまちづくり条例	市役所-建築行政課
・都市計画法(開発行為含む) ・屋外広告物条例	各区-建設課
・消防法	各区-消防署
・健康増進法(給食施設)	保健所-食の安全推進課
・農地法	各区を所管する農業委員会
・埋蔵文化財(遺跡)	市役所-歴史文化課

▼新潟市の組織案内

所管部署の所掌事務並びに連絡先等を、新潟市ホームページでご確認のうえお問合せください。

<https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/soshiki/soshikiinfo/index.html> (又はトップページ検索で「組織案内」を入力)

(トップページ>市政情報>新潟市のご案内>組織案内)

◎ 事前相談票の記載要領

【 重要 】

◆ 申請予定者は法人格が必要です

- ・各サービス事業の指定申請をするためには『法人格』を有する必要があります。法人を設立予定の場合は、事前相談の際に指定事務担当者へご連絡ください。
- ・ただし、「病院・診療所・薬局」における医療系サービス(訪問看護／訪問リハビリテーション／居宅療養管理指導／通所リハビリテーション／短期入所療養介護)の場合については、法人格は不要です。

◆ 法人の定款等に当該介護事業が記載されていなければなりません

- ・定款等の目的欄に記載のない事業は行うことができません。記載がない場合は定款の変更並びに法人登記の変更を行う必要があります。

①株式会社等の営利法人の場合

(記載例)…「介護保険法に基づく訪問看護事業及び介護予防訪問看護事業」(←サービスを個別に記載)

「介護保険法に基づく居宅サービス事業及び介護予防サービス事業」(←特定のサービスをまとめて記載)

②医療法人や社会福祉法人等の場合

事業実施の適否や定款へ記載する文言など、定款変更認可の手続きについて、必ず所轄・監督官庁にご相談のうえ、納付書の発行を受ける前までに(法人登記の変更を含め)、手続きを完了させてください。**定款変更認可や法人登記の手続きに時間がかかる場合がありますので、余裕を持って手続きを進めてください。**

◆ 関係所管部署との協議や地域住民への説明等は行っていますか

- ・事業開始にあたって、建築物やその他を規制する法令が数多くありますので、事前相談に先立ち該当する所管部署へ協議等を行い、その内容が分かるように「関係所管部署との協議・確認記録書」を添付してください。医療機関内での開設の場合、保健所にも確認が必要な場合があります。
- ・**市街化調整区域である場合や用途地域によっては、建築、開設に制限があり、運営が行えない場合がありますので、必ず所管部署に確認してください。**また、建築基準法違反の建物は、使用が禁止されており、違反箇所是正を行うために当該建物の取り壊しが必要となりますので、適法な建築物か確認してください。
- ・地域住民(特に隣接地権者)に対して、介護サービス事業所の設置、運営について事前に十分な説明等がなされないと、開始後に様々なトラブルの原因となる恐れがありますので、理解が得られるよう努め、その結果などが分かるよう「地域住民への説明・協議記録書」を添付してください。

◆ 無理のないスケジュールですか

- ・建築確認申請や各関係法令上の検査などが必要な場合は、**手続き完了まで相当期間を要します。**また、無理な工程スケジュールだと、工期延長等に対応できず結果として開始時期が遅延することとなりますので、**期間に余裕のある計画を行ってください。**
- ・また、新築の場合などについては、建物の権利登記が必要ですが、手続き完了まで約2週間程度を要します。指定申請書類の中には、建物の登記事項証明書(所有権保存登記済)が必要となっていますので、書類の不備により不受理(若しくは申請延期)とならないようご留意ください。

◎ 図面協議

◆ 図面協議の前に着工していませんか

- ・設備基準等を満たしていない場合は、指定の決定ができません。着工後に判明すると是正のために、工事のやり直しなど費用がかかる場合がありますので、必ず事前に図面協議を行ってください。
- ・建物を改修する計画では図面協議の段階において、壁の撤去等を伴う場合もあります。あらかじめ施工業者等に充分確認しておいてください。また、用途変更等の建築基準法上の手続きの有無も、関係所管部署へご確認ください。
- ・是正指導等により、図面協議が複数回に渡ることもあります。協議が整わないと着工することができず、状況によっては当初の予定通りとならない場合もありますので、あらかじめご承知おきください。

◆ 補助金を利用した建築物ではありませんか

- ・補助金を利用した建物は、その目的以外に利用することが禁止されています。補助金を交付した部署が承認しない場合は、補助金の返還を伴う場合がありますので、事前にその建物が利用可能か確認してください。

◆ 作成された図面は設備基準を具備し、高齢者等の安全・利便に配慮されていますか

- ・各サービスに応じた設備基準は最低限の基準を定めたものです。その基準を余裕を持って満たすことはもとより、介護や社会的支援が必要な方が、尊厳を保持し、その能力に応じ自立した日常生活を営むことに資するよう、安全や利便に配慮されたものとしてください。

7 申請書類の作成・準備

指定申請については、(サービス種類に応じて)事前相談完了後となりますが、GビズIDの取得、添付書類の作成に時間を要する場合があります。申請受付期間内に提出・受理されるよう、できるだけ早めにご準備ください。

《 重要 》

◎介護保険法施行規則の規定により、介護保険事業者の指定に関する申請、届出については、厚生労働省が所管する【電子申請・届出システム】(以下「電子システム」)を用いて、インターネット上で手続きを行わなければなりません。

◎電子システムの利用にあたっては、GビズIDの取得が必要です。GビズIDの取得方法、電子システムの操作方法については、厚生労働省及び市ホームページ掲載の資料を確認してください。

◇電子申請・届出システムのログインページ

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

▼介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化(厚生労働省ホームページ)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

▼電子申請・届出システムによる手続きについて(新潟市ホームページ)

https://www.city.niigata.lg.jp/iryo/kaigo/jigyousya_yousiki/denshi_system.html

◎ 指定(許可)申請書類の作成方法

◇申請は同一法人であっても、サービス事業所(施設)ごとに行う必要があります。

(※ただし、同一サービス種別における“居宅サービス”と“介護予防サービス”等を一体的に運営するため、双方のサービスの指定申請を同時に行う場合は、申請書類は合わせて作成できる場合があります)

◇添付書類は、以下の市ホームページよりダウンロードできます。また、添付書類の書き方は、各サービス種類で異なります。申請提出書類一覧や記載例等を充分にご確認のうえ、作成してください。

【添付書類等の掲載場所】(新潟市トップページ検索で「介護保険事業者の新規指定申請」と入力)

▼居宅サービス・介護予防サービス・施設サービス

「介護保険事業者の新規指定申請等について」

https://www.city.niigata.lg.jp/iryo/kaigo/jigyousya_yousiki/shisetsu_service/shinkishitei/sinkisiteisinsei.html

▼地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス・居宅介護支援・介護予防支援

「介護保険事業者の新規指定申請について」

https://www.city.niigata.lg.jp/iryo/kaigo/jigyousya_yousiki/chiikiservice/sinkisiteisinsei.html

▼総合事業

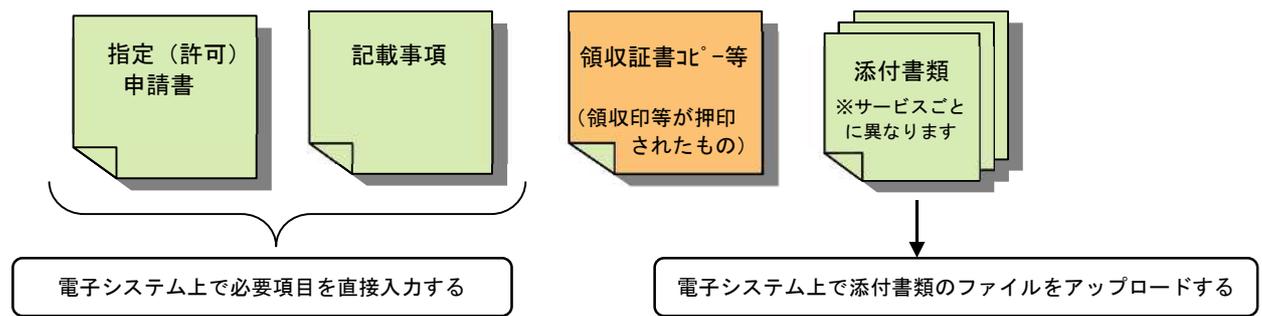
「訪問・通所型サービス事業者の新規指定申請について」

https://www.city.niigata.lg.jp/iryo/kaigo/jigyousya_yousiki/sougoujigyou/sougou_sinki20190325.html

◆介護保険法に基づく各種申請、届出等についての書類の作成や届出業務について、他人の求めに応じ、報酬を得て、業として行えるのは、社会保険労務士法に規定にする、社会保険労務士名簿に登録されている社会保険労務士のみです。

(ただし、行政書士法の一部を改正する法律(昭和55年法律第29号)附則第2項に規定されているとおり、当該法律の施行(昭和55年9月1日)の際に、現に行政書士会に入会していた行政書士は書類の作成については業として行えます。)

<指定申請書類作成イメージ>



◇当該申請に加え、老人福祉法関係届出(申請)が必要となる場合がありますので別途作成をしてください。
(様式等は市ホームページに掲載)

◇申請書類に関するご質問や、記載内容の事前確認につきましては、随時行っておりますので、該当するサービスの指定事務担当者へご相談ください。
(状況により希望どおり対応できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。)

◎ 指定手数料

◇指定申請にあたっては、新潟市介護保険法関係手数料条例に基づき、指定申請に対する審査に係る手数料として「指定手数料」が必要となります。

【指定手数料】

サービスの種類	手数料の名称	手数料の額
居宅サービス	指定居宅サービス事業者指定手数料 (既に指定を受けている介護予防サービス又は介護予防相当サービスと一体的に運営する場合)	24,700円 (8,700円)
介護老人福祉施設	指定介護老人福祉施設指定手数料	42,200円
介護老人保健施設	介護老人保健施設開設許可手数料	62,200円
介護医療院	介護医療院開設許可手数料	62,200円
介護予防サービス	指定介護予防サービス事業者指定手数料 (既に指定を受けている居宅サービスと一体的に運営する場合)	24,700円 (8,700円)
地域密着型サービス	指定地域密着型サービス事業者指定手数料 (既に指定を受けている地域密着型介護予防サービスと一体的に運営する場合)	24,700円 (8,700円)
地域密着型介護予防サービス	指定地域密着型介護予防サービス事業者指定手数料 (既に指定を受けている地域密着型サービスと一体的に運営する場合)	24,700円 (8,700円)
居宅介護支援	指定居宅介護支援事業者指定手数料	24,700円
介護予防支援	指定介護予防支援事業者指定手数料 (既に指定を受けている居宅介護支援と一体的に運営する場合)	24,700円 (8,700円)
介護予防・日常生活支援総合事業 ※3	指定事業者指定手数料 (既に指定を受けている居宅サービス、地域密着型サービスと一体的に運営する場合)	24,700円 (8,700円)

※1 同一サービス種別における“居宅サービス”と“介護予防サービス”等を一体的に運営するため、双方のサービスの指定申請を同時に行う場合は、一方の手数料(24,700円)のみを納付してください。

※2 指定申請手続きを必要としない「みなし指定」については、手数料を納付する必要はありません。

※3 訪問型基準緩和サービス、通所型基準緩和サービスは手数料の納付は不要です。

- ◇指定手数料は、「納入通知書(納付書)」により、金融機関で納付することとなります。
納入後に領収証書等が返戻されますので、原本は大切に保管してください。
- ◇指定申請書類一式が揃った段階で、指定事務担当者が納付書を発行し、郵送します。発行までの流れは下記のとおりです。

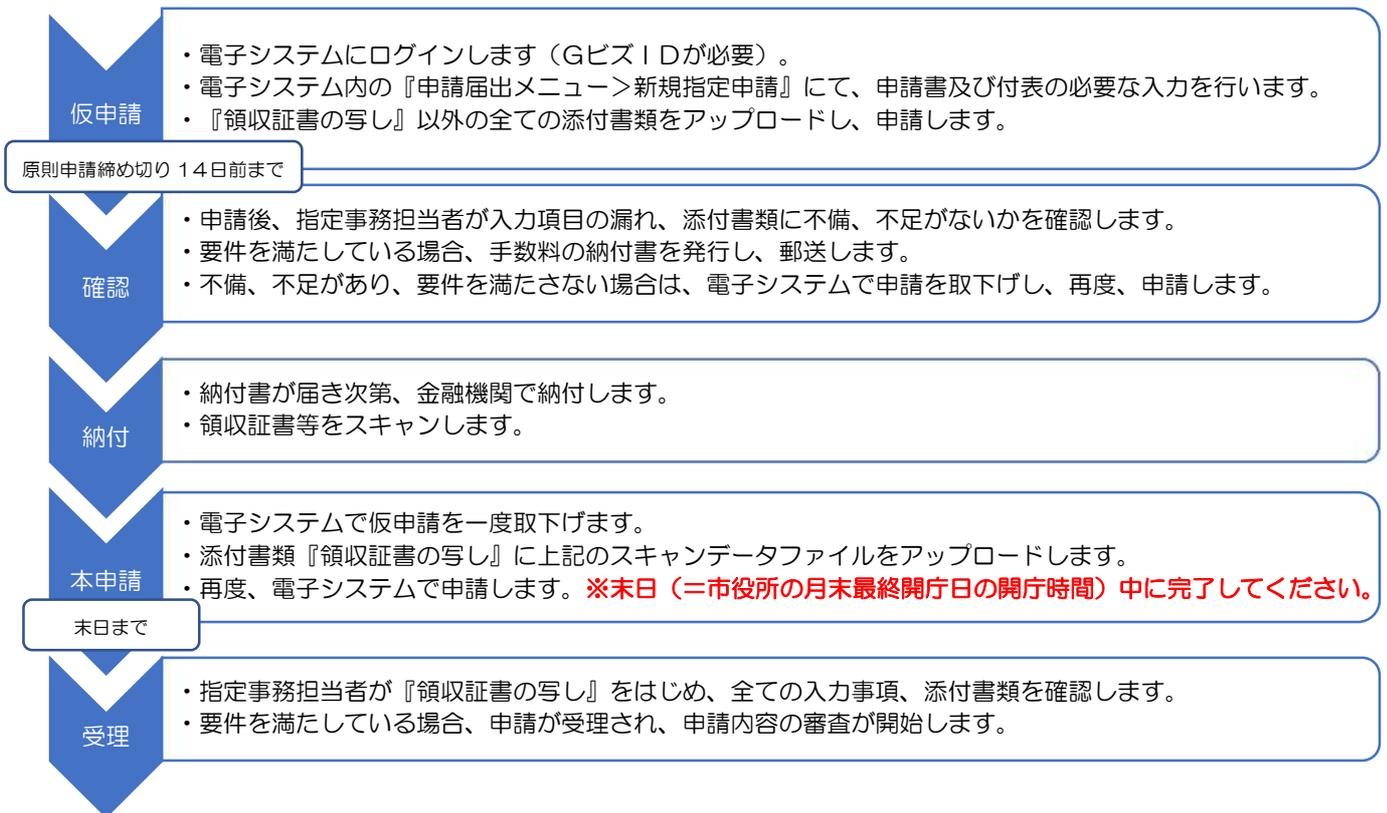


納入方法 → 納付書表面に記載の金融機関で納入してください。

8 申請書の提出・受理

◎ 提出から受理までの流れ

- ・電子システムを用いて提出します。
- ・手数料の納付書は郵送します。納入後、領収印の押印された領収証書をスキャン(又はコピーし、直接提出)する必要があるため、原則、申請締め切りの14日前までには仮申請(提出)を完了してください。手数料の納付書の窓口受取りを希望する場合は、別途、ご連絡ください。
- ・訪問型基準緩和サービス、通所型基準緩和サービスは手数料の納付は不要なため、仮申請の確認の段階で入力項目の漏れ、添付書類に不備、不足がない場合、そのまま申請を受理します。



◆ 留意事項

- ・事前相談や図面協議を完了し、建物工事や備品等の搬入が完了(各種検査や登記等が完了している)状態で申請してください。
- ・配置予定者は、可能な限り申請までに雇用契約済みであるなど申請法人所属の者となる状態で申請してください。
- ・記入漏れや不備があった場合は、受理できませんので、余裕をもって申請してください。
- ・申請受理は手数料納入が確認できてからとなります。
- ・申請受理後は、当該申請に係る手数料は還付しませんので、ご了承ください。(申請受理後に申請を取り下げた場合も同様となります。)
- ・事業者の事務職員や社会保険労務士により作成、申請することも可能ですが、管理者就任予定者は申請するサービスの基準や書類の内容を十分に把握、理解するようにしてください。

◎ その他の手続き等

- ・介護保険サービスの申請に加え、老人福祉法関係届出(申請)が必要となる場合は、別途届出を行ってください。

▼参考:老人福祉法関係の届出 (新潟市トップページ検索で「老人福祉法関係」を入力)

https://www.city.niigata.lg.jp/iryo/kaigo/jigyousya_yousiki/shisetsu_service/roufukukankeitodoke.html

(トップページ>健康・医療・福祉>介護>事業者向け申請・届出様式>施設サービス・居宅サービス等>老人福祉法関係の届出)

老人福祉法の事業種別	介護保険法のサービス種別
・老人居宅介護等事業	訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護
・老人デイサービス事業 ・老人デイサービスセンター	通所介護 地域密着型通所介護 (介護予防)認知症対応型通所介護
・小規模多機能型居宅介護事業	(介護予防)小規模多機能型居宅介護
・認知症対応型老人共同生活援助事業	(介護予防)認知症対応型共同生活介護
・複合型サービス福祉事業	複合型サービス ※看護小規模多機能型居宅介護
・老人短期入所事業 ・老人短期入所施設	(介護予防)短期入所生活介護
・養護老人ホーム	(介護予防)特定施設入所者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護
・特別養護老人ホーム	介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

○生活保護法に基づく、指定介護機関の指定が不要な場合は、“あらかじめ”指定を不要とする旨の「申出書」を提出しなければなりません。詳しくは、以下へお問合せください。

新潟市福祉部福祉総務課 保護室：市役所本館1階 025-226-1178

9 審査・現地確認

◎ 審査

- ◇申請内容が指定基準等に適合しているか審査を行います。
- ◇書類に軽微な修正等があった場合は、書類の補正を指示しますので速やかに対応してください。補正の指示に応じられない場合、指定できなくなる場合がありますので十分にご留意ください。
- ◇必要に応じて、「申請提出書類一覧」に記載された書類以外の提出を求める場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
- ◇配置予定者の雇用契約関係を証明する書類(雇用契約済みのもの)、及び在職中、退職後を問わず守秘義務を遵守する旨の誓約書を指定前に確認します。また、訪問系サービスは、管理者就任予定者(審査状況に応じて、その他の勤務予定従業者も含む)の方と市役所担当窓口で直接面談を実施します。

◎ 現地確認

- ◇申請書類の審査と併せて、事業所の開設予定地を訪問し「現地確認」を行います。(ただし、訪問系サービスについては、指定された日の属する月から概ね3か月以降に行います。)
- ◇現地確認は、訪問日時を事前に連絡のうえ行いますので、管理者就任予定者など事業内容を把握し、審査に伴う質問や是正指導に対応できる者が立ち会ってください。
- ◇現地確認に必要な書類や要領などは、指定事務担当者より別途個別にご案内します。また、現地確認時には必要に応じて、勤務予定従業者へ面談を行う場合があります。
- ◇現地確認時等で基準等を満たさないことが発覚した場合は、是正が確認できるまで指定できなくなりますので、十分にご留意ください。

《 重要 》

◎申請受理後、指定を受けようとする日までに申請内容に変更が生じた場合は、必ず指定事務担当者へご連絡のうえ、書類の補正等を行わなければなりません。

◎特に配置予定の従業者が配置できない等、申請内容と実際の指定日の職員体制とで一致しないことが発生しやすいです。また、人員基準を上回る配置であっても、配置予定の従業者に変更が生じた場合は、速やかにご連絡ください。

(例) 配置予定の従業者が指定日時点で前職を退職することができず、結果的に配置予定の従業者を配置できなかった。

(例) 申請内容の職員体制では利用申し込みに応じられないため、職員を急遽増員した。

(例) 申請日時点で雇用契約が未締結な職員がいたため、既に雇用契約を締結している職員でとりあえず申請した。そのまま指定を受けたが、指定日当日に雇用契約が締結できたため、申請内容に記載した配置予定者と入れ替えた。

◎上記は一例です。書類の補正等の申出がなく、虚偽の内容で指定を受け、指定後、虚偽の内容が発覚した場合は、行政処分の対象となりますので、十分に注意してください。

10 指定・公示等

◎ 指定(許可)

◇毎月1日付けで指定(許可)します。

◇指定の有効期間は「6年間」です。継続して事業を行う場合は、更新申請が必要となります。

◇「指定日」や「介護保険事業所番号」などを記載した『指定通知書等』を、事業所(施設)あてに普通郵便で送付します。

◇指定通知書は再発行しませんので、大切に保管してください。

◎ 公示・情報提供

◇「指定事業者名」「事業所(施設)名称・所在地」「サービス種類」等について、市ホームページ上に掲載します。(月の10日頃までに毎月1回更新)

また、市内全ての介護保険事業所一覧も掲載されていますので、ご確認ください。

▼参考:介護保険サービス事業所一覧 (新潟市トップページ検索で「介護保険サービス事業所」を入力)

<https://www.city.niigata.lg.jp/iryo/kaigo/kaigojigyosho/kaigoservice/index.html>

(トップページ>健康・医療・福祉>介護>介護保険サービス事業所情報>介護保険サービス事業所一覧(指定状況))

◇指定された事業者の届出に係る情報については、「新潟県」や「新潟県国民健康保険団体連合会」に情報提供されます。

◎ 指定に伴う諸手続き

・『新潟県国民健康保険団体連合会への届出等』

介護給付費の支払いを受けるためには、所定の届出が必要です。指定日から初回の請求までに「新潟県国民健康保険団体連合会」へ必ず新規の届出等を行ってください。

→詳しくは、以下へお問合せください。

<新潟県国民健康保険団体連合会>

〒950-8560 新潟市中央区新光町4番地1 (新潟県自治会館本館3階)

電話:025-285-3072 (介護保険課) F A X:025-285-3350

・『業務管理体制に関する届出』

介護サービス事業者の不正事案の再発防止及び介護事業運営の適正化を図るため、全ての介護保険事業者(法人等の申請者)に対して、事業所・施設の数に応じて、「法令遵守等の業務管理体制」の整備とその届出が義務付けられています。ただし、市外においても介護保険事業所を運営している事業者については国・県に届出が必要となりますので、各行政機関へお問合せください。

▼参考:介護保険サービス事業所一覧 (新潟市トップページ検索で「業務管理体制」を入力)

https://www.city.niigata.lg.jp/iryo/kaigo/jigyousya_yousiki/houreijunsyu.html

(トップページ>健康・医療・福祉>介護>事業者向け申請・届出関係様式>法令遵守等の業務管理体制の整備に係る届出について)

◎ 介護サービスの情報公表について

- ・介護保険サービスの利用者又はその家族等が、介護保険サービス事業所(施設)を選ぶための情報をインターネット上で提供する仕組みとして『介護サービス情報の公表制度』が設けられています。
- ・介護保険サービス事業所、施設を運営する事業者は、定められた必要な情報を、年に1回市に報告することが介護保険法等の規定により義務付けられています。また、市は報告された情報をインターネット上で広く公表し、必要と認められた場合は、確認調査を実施します。
- ・報告及び公表については、事業者は、厚生労働省で定める『介護サービス情報』について、「介護サービス情報報告システム」を通じて市に報告します。市は、事業者から報告を受けた情報に記入誤り等がないか審査します。審査終了後、「介護サービス情報公表システム」にて公表します。
- ・公表に際して事業者は、新潟市介護保険法関係手数料条例に基づき公表事務に係る手数料を納付します。(※1件当たり4,500円)
- ・報告に関する通知及び手数料の納付書等は、後日事業所や施設宛てに郵送されます。詳細は通知等をご確認ください。

◎ 指定後の申請・届出 <<いずれも電子システム上で手続きを行います>>

◆ 変更届

- ・介護保険事業者の指定を受けた後、事業所の名称や所在地など、法令で定める事項に変更が生じたときは、その旨を『**変更日から10日以内**』に届出をする必要があります。(→事業所の移転や図面が変わる場合は、基準適合の有無を事前にご相談ください。)

◆ 体制等に関する届出書

- ・介護報酬に係る加算要件等に変更が生じた場合は、所定の届出期間に届出をする必要があります。

◆ 廃止・休止・再開届

- ・指定を受けた後、事業所(施設)を休止又は廃止(指定を辞退)しようとする場合や、休止後、事業所を再開した場合に所定の期間内に届出をする必要があります。

◆ 変更許可申請、管理者承認申請(介護老人保健施設・介護医療院)

- ・法令で定める事項に変更が生じることが判明したときは、変更が生じる前までに許可、承認を受ける必要があります。また、構造設備の改修等工事を行おうとする場合などは、事前協議が必要となりますので、ご注意ください。

▼参考:施設サービス・居宅サービス等 (新潟市トップページ検索で「施設サービス・居宅サービス等」を入力)

https://www.city.niigata.lg.jp/iryo/kaigo/jigyousya_yousiki/shisetsu_service/index.html

(トップページ>健康・医療・福祉>介護>事業者向け申請・届出関係様式>施設サービス・居宅サービス等)

1.1 各種・問合せ先

介護保険事業者指定に係る届出や、介護報酬の給付等に関して新潟市へお問合せされる場合、以下の区分に基づいてそれぞれの担当係へご連絡ください。

なお、担当者が不在の場合は、FAX又は電子メールでお問合せの内容をお送りいただければ、後日あらためて回答させていただきますのでご了承ください。

問合せの内容	問合せ先の担当係
○「 <u>人員・設備・運営基準</u> 」に関する問合せ →人員配置や設備変更、運営基準上の確認・考え方について ○「 <u>変更届</u> 」「 <u>体制届</u> 」「 <u>指定申請</u> 」「 <u>指定更新申請</u> 」等 →添付書類の確認や記入方法、届出内容に関する問合せ	介護保険課 指定係 電話 : 025-226-1293
●「 <u>介護報酬請求、各種加算</u> 」に関する問合せ →算定要件の確認、考え方について ●「 <u>事故報告</u> 」に関する問合せ →介護保険事業所(施設)での事故を報告する場合 ●「 <u>苦情</u> 」に関する問合せ →介護サービス提供における、利用者からの苦情相談や問合せ	介護保険課 介護給付係 電話 : 025-226-1273

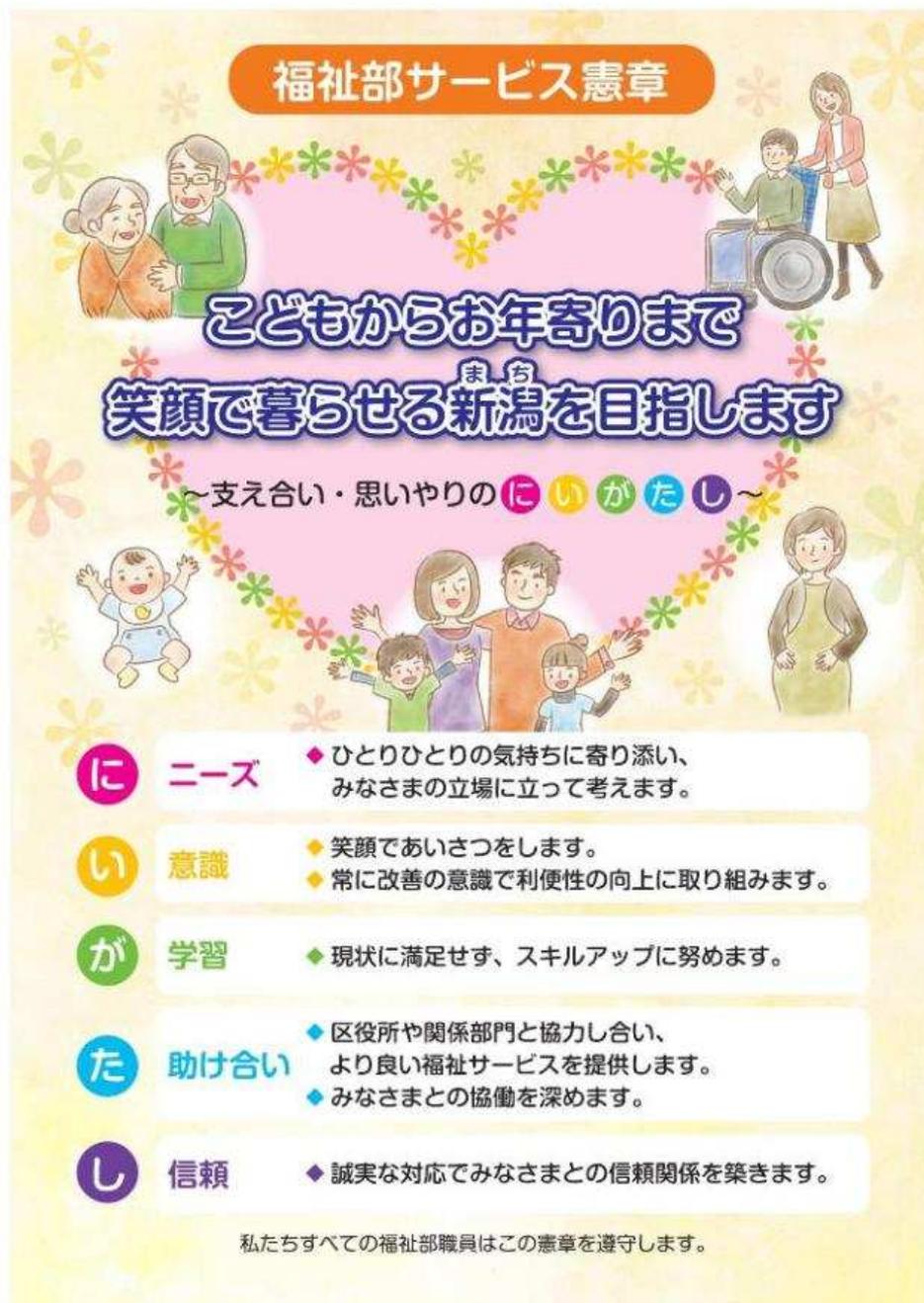
◇【FAXや電子メール】による問合せについて…

様式は問いませんので、少なくとも次の項目が分かるように表示し、作成してください。

- | |
|--|
| ①事業所名称
②質問に係るサービス種類
③日中連絡先の電話番号
④担当者名
⑤質問の概要 |
|--|

※ご質問の内容によっては、確認に相当の時間を要する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

介護保険課 FAX/Mail	F A X : 025-224-5531 Mail : kaigo@city.niigata.lg.jp
-------------------	---



※デザインについて
さまざまなライフステージにいる方が笑顔で生活する様子をハートの輪でつなげることで、福祉部サービス憲章を表現しました。

新潟市福祉部 介護保険課 指定係

025-226-1293